



innoventier 弁護士法人 Power for the Business 企業法務相談室

（第35回）
弁護士 上田 亮祐
2015年神戸大学法学部卒業、2016年司法試験予備試験合格。2017年に神戸大学法科大学院を修了し、同年の司法試験に合格。2018年に司法修習を修了、同年弁護士登録（大阪弁護士会）。主たる取扱分野は一般企業法務、知的財産法等。

二〇一九年改正会社法の概要

二〇一九年改正会社法においては、まず株主総会について、総会資料の電子提供制度が創設されています。また、取締役への報酬や会社役員賠償責任保険（いわゆるD&O保険）等に関して規定が設けられたほか、M&Aの手段としての株式交付制度の新設など、改正は多岐に渡ります。改正法は、一部を除き二〇二一年の六月までに施行されます。

一 総会資料の電子提供

現行法上、株主に対する株主総会参考書類、計算書類および事業報告の提供は、原則として書面によることとされており（現行法三〇一条一項、四三七条ほか）、インターネット等を利用してこれらの資料を提供する場合、個々の株主から承諾を得る必要があります（現行法二九九条三項、三〇一条二項ほか）。

改正法においては、右の資料をインターネット上で提供できる旨が定められました（改正法三二五条の二以下）。なお、電子提供措置をとる場合であっても、そのことを株主に知らせるため、総会招集通知は個別に発送する必要があります（改正法三二五条の四）。電子提供措置の具体的な方法については電子公告を参考にするとされ、ウェブサイトに掲載された情報の閲覧や印刷、保存等が可能なる方法が想定されています。

二 株主提案権の濫用防止

株主の意思表明のための権利として創設された株主提案権は、近年、一人で大量の議案を提案したり、会社を困惑させるために行使されるなど、濫用的に行使される事例が見られるようになりました。株主提案権の行使が株主としての正当な目的を有するものでない場合、権利濫用と判断されることがあります（東京高判平成二七年五月一九日ほか）。実際の総会の場で会社が判断することは困難です。

そこで改正法三〇五条四項柱書前段は、株主提案権に基づき提案できる議案の数を一〇

今回の相談

二〇一九年の一二月ごろ、会社法改正のニュースがありました。具体的にはどのような法改正があったのでしょうか。また、改正法はいつから施行されますか？

と定め、これを超える議案は招集通知に記載することを要しないものとしています。議案の内容ではなく数という形式的な基準を設けているのは、議案の内容を基準とすると、会社がその内容を吟味する必要が生じ、結果的に会社の負担が大きくなるためです。

議案の数に関して、役員を選任及び解任においては、候補者一人につき一議案と数えるのが一般的です。しかしこれを貫徹すると一〇の議案制限に容易に到達しかねないため、改正法三〇五条四項一号及び二号は、選任・解任に関する議案をそれぞれ、その人数に関わらず一の議案とみなしています。

三 取締役の報酬

取締役の報酬については実務上、その総額のみ株主総会で決議し、個々の報酬は代表取締役が再一任するというのが行われてきました。しかし、個々の取締役の報酬の決定プロセスが不透明なものになれば、取締役が代表取締役の地位に適合し、取締役会の監視監督義務が実効性を失う危険があります。

そこで、改正法三六一条七項は、上場会社など一定の会社の取締役会に、個々の取締役の報酬の決定方針を定める義務を負わせています。なお、方針の具体的な内容については法務省令で例示列挙することが想定されています。

この方針は、取締役の報酬について総会決議が行われた後に定めるべきものとされており、少なくとも改正法は、報酬の決定方針を株主総会で説明する義務を明示的に規定していません。

しかし、改正法三六一条四項は、取締役に對する報酬につき「当該事項を相当とする理

由を説明しなければならぬ」として取締役の説明義務を定めており、報酬の決定方針は、報酬の相当性を株主が判断する際の重要な情報源になると考えられます。総会決議時点で報酬の決定方針がある程度定まっている場合、少なくともその概要を説明することが望ましいと考えられます。

報酬については以上の他、取締役の報酬としてストックオプションを採用する場合が増加していることから、取締役の報酬として自社株式又は自社株式の払い込みに充てる金銭を与える場合の規定が新設されました（改正法三六一条一項三号から五号ほか）。

四 会社補償及び会社役員賠償責任保険

取締役をはじめとする役員等（現行法四二三条一項参照）が業務執行の責任を追及された場合に、会社がその費用や賠償金を補償する会社補償については、現行法に規定がありませんでした。会社補償は、業務執行に伴う役員個人のリスクを抑制し、優秀な人材を確保するためには有効ですが、会社と役員等の利益が相反するという問題点があります。

そこで改正法四三〇条の二第一項において、株式会社役員等と補償契約を締結するに、株主総会（取締役会設置会社では取締役会）決議によらなければならないと規定されました。役員等が業務執行の責任を追及された際、防衛活動に必要な費用の会社補償については同項一、役員等が第三者に損害を賠償する際の補償については同項二に定められています。

なお、役員等が会社に対して損害を賠償す

五 その他の改正と施行時期

上記のほか、二〇一九年改正会社法は、上場会社等における社外取締役設置の義務化（改正法三二七条の二）や、子会社化する会社の株主に、株式取得の対価として自社株を交付する株式交付制度の新設（改正法二条三二条の二、七四四条の二以下）、社債管理補助者制度の新設（改正法七二四条の二以下）など様々な点で改正が行われています。

これらの法改正は、二〇一九年一月一日から一年六ヶ月以内（電子提供措置については三年六ヶ月以内）に施行されるため、遅くとも二〇二一年（電子提供措置については二〇二三年）六月頃までには施行されることとなります。

このコーナーは、飯島歩氏、藤田知美氏、町野静氏、松下外氏、村上友紀氏、満上武尊氏、アザマト・シャキロフ氏、平野潤氏、三品明生氏、上田亮祐氏、増田昂治氏が交代で執筆します。